

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室  
医療経営支援課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち  
医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の実施について

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和2年6月16日医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長連名通知）により、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を改めたところです。実施要綱3（19）医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について、医療機関・薬局等（以下「医療機関等」という。）に対して、当該事業の補助金（以下「支援金」という）を円滑かつ迅速に給付できるよう、国において関係者と調整を行っているところですが、各都道府県においても準備を進められるよう、現時点での取扱いの方針を下記のとおりお伝えしますので、御了知の上、事業の実施に向け準備方お願いいたします。

なお、今後、詳細な給付に係る事務フロー等について、内容が決まり次第改めて連絡します。

記

1 国への交付申請について

各都道府県から国への新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付申請に当たっては、実施要綱にしたがい、各都道府県において、医療機関、薬局、訪問ステーション及び助産所の数を踏まえ所要額を見込んでいただく必要があります。各都道府県の統計上の医療機関数（医療施設動態調査等）から参考値を算出※しましたので、これも参考としながら所要額を見込んでいただきますよう、お願いいたします。

※ 実施要綱3（18）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業の対象となる医療機関（救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等）を除いて算出してい

ます。

また、各都道府県の給付に係る事務費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により交付することを検討しており、内容が決まり次第改めて連絡します。

なお、各都道府県において交付額では支援金の給付に不足する場合には、追加での交付決定等も検討します。

(参考) 令和2年2月医療施設動態調査等の医療機関数で予算額を按分した参考値

(単位：億円)

都道府県	参考値	都道府県	参考値	都道府県	参考値	都道府県	参考値
北海道	98	東京都	363	滋賀県	25	香川県	20
青森県	21	神奈川県	175	京都府	57	愛媛県	29
岩手県	22	新潟県	42	大阪府	210	高知県	15
宮城県	41	富山県	19	兵庫県	122	福岡県	119
秋田県	19	石川県	21	奈良県	28	佐賀県	17
山形県	21	福井県	14	和歌山県	24	長崎県	32
福島県	33	山梨県	17	鳥取県	12	熊本県	36
茨城県	48	長野県	39	島根県	15	大分県	24
栃木県	37	岐阜県	38	岡山県	40	宮崎県	22
群馬県	39	静岡県	67	広島県	63	鹿児島県	35
埼玉県	120	愛知県	137	山口県	29	沖縄県	23
千葉県	106	三重県	35	徳島県	18		

※上記金額は単純に予算額を按分したものです。実際の支援金の給付額は、許可病床数など医療機関等の状況等により変わります。

## 2 支援金の給付方法等について

詳細が決まり次第改めて連絡しますが、以下の手順を検討しておりますので、医療機関等への依頼等の準備をよろしくお願いいたします。

### (1) 支援金の給付方法

支援金の給付については、①医療機関等から都道府県に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する見込みの費用(令和2年4月1日から令和3年3月31日)について、概算で給付申請を行う、②都道府県から医療機関等に対して、概算払いで支援金を交付する、③事業実施後に精算(領収書の提出等)することを検討しています。

なお、給付申請時に既に事業を完了している医療機関等においては、概算での申請ではなく、実際に事業に要した額で申請して差し支えありません。

### (2) 支援金の申請受付・支給事務等

支援金の給付について迅速かつ簡易な仕組みにより行えるよう、申請受付、支給事務等は、都道府県が外部機関に委託する方法を検討しています。例外的に外部機関では受託できないケースは、都道府県に給付事務を行っていただくことが想定さ

れますが、各都道府県の給付に係る事務費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により交付することを検討しており、内容が決まり次第改めて連絡します。

### (3) 医療機関等への周知

医療機関等への周知について、医療機関等向けのリーフレット（各都道府県の照会先等を追記できるような媒体を都道府県へ配布）、医療機関等向けのQ&Aの作成等を検討しています。各都道府県におかれましても、医療機関等への周知にご協力をお願いいたします。

### (4) 厚生労働省における電話問合せ窓口の設置

厚生労働省内に問合せ窓口を、当面の間、以下のとおり設置します。支援金等に関して、医療機関等からの制度等の照会に対応する問合せ窓口になります。なお、各都道府県における申請受付や個別の給付決定等に関しては、各都道府県への問合せとなることが想定されますので、その際にご対応いただきますようお願いいたします。

厚生労働省代表 03-5253-1111 内線 2 6 5 5、2 6 5 6、2 6 5 8  
電話受付 平日 9:30～18:00